平成３０年（フ）第６７号
埼玉県熊谷市広瀬240番地３　クイーンズコート401号
債務者　田口　惠子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第７６号
埼玉県深谷市上原67番地４
債務者　谷津しおり
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第９９号
埼玉県熊谷市宮町２丁目144番地　熊谷コーポビアネーズ1007、申立時の住所埼玉県熊谷市本町２丁目19番地
債務者　竹内三八子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１０４号
埼玉県熊谷市上之1869番地10　コーポ秋仙２号棟102
債務者　齊藤　成男（旧姓柳瀬）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第８５号
山梨県甲斐市万才999番地１
債務者　志村　修
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４０号
長野市大字南長野妻科111番地　メゾン・ドゥ・マキ107
債務者　塚田　茂雄
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５５号
長野県中野市大字吉田1231番地15　ことぶき荘１号室
債務者　西澤レイ子
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６０号
長野県中野市大字江部770番地39　綱島荘７号
債務者　渡邉　晴美（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６５号
大津市中央２丁目４番32号　レ・ユニオン若草102
債務者　山根　治
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７８号
大津市美空町１－13－501、住民票上の住所大津市北比良151番地
債務者　高橋　辰也
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９１号
大津市本堅田２丁目１番10－202号
債務者　中田　直徳
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０３号
滋賀県栗東市安養寺７丁目７番36－203号セジュール赤井Ａ、前住所滋賀県栗東市小平井１丁目14番１－101号　ヴィラコンフォート
債務者　佐藤　優
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０８号
滋賀県高島市今津町角川1161　角川ヴィラ、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　森政　強
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２８号
兵庫県加古川市平岡町新在家182番地の６
債務者　平松　三暠
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１００号
兵庫県姫路市睦町55番地　県住10－346
債務者　加納　麗子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１１２号
兵庫県加古川市加古川町稲屋167番地の５
債務者　中野　亜耶
1　決定年月日時　平成30年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部